

地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例（案） 新旧対照表

改正後	改正前
○地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例 平成27年3月27日長野市条例第16号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。<u>以下「法」という。</u>）の規定により置かれる地方独立行政法人長野市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の<u>権限に属させる事項並びに</u>組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（委員会の権限に属させる事項）</u> 第2条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する<u>ほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。</u> <u>（1） 法第26条第1項に規定する中期計画の認可に関すること。</u> <u>（2） 法第28条第1項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に係る評価に関すること。</u> <u>（3） 法第28条第1項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関すること。</u> <u>第3条～第9条</u> 略	○地方独立行政法人長野市民病院評価委員会条例 平成27年3月27日長野市条例第16号 （趣旨） 第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定により置かれる地方独立行政法人長野市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（新設）</u> <u>第2条～第8条</u> 略